

事業費補助金調査票(表)

補助金名	知的障害者生活ホーム運営事業補助金
------	-------------------

担当課	福祉部 障がい者福祉課					
科目・事業コード	会計	款	項	目	事業	
	01	03	01	02	20	— 20
事業名	障害者施設利用支援事業					
新規・継続の別	継続					
補助・単独の別	県補					
補助の種類	事業					

R5実施計画額	876	千円
R4 予算額	876	千円
R3 決算額	876	千円
R2 決算額	876	千円
R1 決算額	876	千円
H30 決算額	876	千円
H29 決算額	1,888	千円

事業の趣旨・目的	千葉県生活ホーム運営事業実施要綱第3条第1項の規定により、知事の承認を受けた者に対し、生活ホームの運営に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することにより、知的障害者の社会参加に寄与する。	補助対象者・経費・補助率	【補助対象者】 ・知的障害者生活ホームを運営する者										
開始年度	昭和 63 年度		【補助対象経費】 ・生活ホームの運営に要する経費(入居者の負担する飲食費、光熱水費及び共益費等を除く。)										
根拠法令等	(市) 成田市知的障害者生活ホーム運営事業補助金交付規則 (県) 千葉県生活ホーム運営事業実施要綱	【補助率】 生活ホームの運営に要する経費(入居者の負担する飲食費、光熱水費及び共益費等を除く。)の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と基準額(定員4名 73,000円)とを比較して少ない方の額	【国県等の補助率】 県:市補助額の50%										
留意事項		【近隣自治体の補助率】 ・各市町が同一の基準で実施											
決算内訳	<b>令和 3 年度決算額等</b> (単位:千円)			成果指標	成果指標:利用者数								
		金額	件数		割合	(単位:人)							
	全体事業費	1,420	/		/								
	うち市補助金	438	1		30.8%								
	うち国補助	0	/		0.0%								
	うち県補助	438	/		30.8%								
自己負担	544	/	38.4%										
					<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>年度</th> <th>数値</th> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> </table>	年度	数値	令和3年度	1	令和2年度	1	令和元年度	1
年度	数値												
令和3年度	1												
令和2年度	1												
令和元年度	1												

事業費補助金調査票(裏)

項目		担当課確認欄	
公益性	補助事業の趣旨・目的が公益性のある事業に該当する	ア. 地域での住民自治や社会福祉に著しい貢献が期待できる事業 に該当	
	市の総合計画に合致する	成田市総合計画の重点目標である、「地域で支え合い安心して暮らせるまちづくり」及び基本施策である、「障がいのある人の自立した生活を支援する」と合致している。	
必要性	補助事業の趣旨・目的が社会経済情勢や市民ニーズに適合する	はい	知的障がいの特性に応じた福祉サービスについて、質、量共に更なる充実を図る必要があり、特に「住まい」や「働く機会」の確保が重要課題となっていることから、市民ニーズに適合している。
	類似の補助事業はない	はい	
妥当性	特定財源控除後の補助率は1/2以下である	はい	
	近隣自治体と比較した本市の補助水準	普通	
明確性	個別の規則が整備されている	はい	
	個別の要綱等が整備されている ※規則が整備されていない場合	-	
	要綱等に補助事業の趣旨・目的、対象者、対象経費、算定基準が明記されている	-	
	成田市補助金等交付規則に基づき適正に交付している	-	
有効性	補助金を交付することによる効果を明確に示す成果指標はあるか	はい	利用者数 R1年度:1人、R2年度:1人、R3年度:1人
	補助金額に見合う効果があると認められるか	はい	生活ホームの運営費補助を通じて、障がい者が地域で暮らしていくための「住まい」の確保に寄与している。
補助対象外経費	成田市補助金等交付規則運用方針第10条各号に掲げる経費については、補助対象外としている (補助対象外経費) ・補助事業等に直接関わりのない人件費に係る経費 ・慶弔費及び交際費に係る経費 ・懇親会及び飲食に係る経費 ・慰労を目的とした旅費に係る経費 ・入場料等受益者負担で賄うべき経費 ・団体の資産形成(積立金等)につながる経費 ・その他補助することが適当でないと認められる経費	はい	
最終評価	維持継続		
所見	障がい者の地域移行については、国でも推し進めているところであり、本市においても、障がい者が地域で自分らしく生活していくためには、特に「住まい」や「働く機会」の確保が重要課題として捉えている。生活ホームについては、「住まい」の確保に寄与するものであるため、千葉県との動向を注視しながら補助を継続する。 なお、平成18年4月の障害者自立支援法施行により、共同生活援助を行うグループホームが創設されて以降は、グループホームの整備が重点的に進んでいる状況である。県内においては、平成20年以降、新規に開設された事業所はなく、令和3年10月現在、37施設のみが稼働している状況である。本市における利用者についても令和4年3月末時点で1人となっている。		